

令和7年度 有害鳥獣誘引捕獲事業（安野山28林班外2）（翌債）
特記仕様書

1 本事業の目的

三嶺周辺の国有林内においては、ニホンジカ（以下「シカ」という。）の食害により、モミ等の樹木の剥皮や下層植生の衰退や消失が拡大し、国土保全上の影響が深刻な状況となっている。

このため、早急にシカ食害を防止する必要があることから、三嶺周辺において、国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）及び本特記仕様書に基づいて、大型囲いわなによるシカの誘引捕獲を実施し、自然再生を図る。

また、捕獲対象区域には、ツキノワグマ（以下「クマ」という。）やカモシカ等の希少動物が生息しており、シカの捕獲に当たっては、クマやカモシカ等の適切な錯誤捕獲の防止及び捕食防止が求められている。

このため、本業務では、シカによる森林被害の拡大等を防止することを目的に、引き続き、大型囲いわなによるシカの捕獲を実施し、実施状況の分析、検証を行い今後の捕獲効率の向上及び安全な作業体系、錯誤捕獲等の対策等の構築を図ることとする。

2 事業場所

高知県香美市物部町安野山28林班外2

別紙「令和7年度 有害鳥獣誘引捕獲事業（安野山28林班外2）（翌債）位置図（以下「位置図」という。）」のとおり。

3 事業内容

事業内容は以下のとおりとする。

区分	数量	単位	備考
・人件費等			
わなの見回り給餌	53	回	東笹林道ルート、
防鹿柵の管理等	2	回	西熊林道ルート=始期、積雪時期前（さおりヶ原）
カメラの設置	11	台	囲いわな=8台 防鹿柵=3台
カメラの撤去	11	台	同上
個体の処理	48	頭	林内埋設
カメラの設置	15	個所	捕獲個体埋設個所
カメラの撤去	15	個所	捕獲個体埋設個所
・調達物品			
誘引捕獲用餌	80	袋	（ハイキューブ（30kg/1袋）又は同等品）、8基×10袋
発酵促進剤	40	袋	（有効微生物10属80種以上（1kg入り）、又は同等品）
害獣用忌避剤	40	袋	（ヒトデサポニン成分の乾燥ヒトデ100%（500g入り）、又は同等品）
・運搬方法			
ヘリコプター運搬	1	式	別図参照
・わなの見回り等期間	契約締結日の翌日～令和8年11月15日		
実行報告書提出期限	令和8年11月30日		

4 事業の詳細

(1) 囲いわなによる誘引捕獲

ア 既設囲いわなの補修

- ① 既設の囲いわな 8 基については、秋期の強風及び冬期の積雪等気象による支柱の破損及び囲いわなの破損があることから、ゲート及び支柱の補強、囲いわなのネットの補修を行ったうえで使用すること。
- ② 既設の囲いわなの補修用資材として、「(別表 1) 補修用資材一覧」を使用すること。また、「(別表 2) 国からの貸与物品一覧」については、契約締結後に貸与できるものとする。
シカを囲いわなへ誘引するために必要な乾燥飼料「ヘイキューブ、又は同等品」は、2,400kg (30kg 入り 80 袋)」及び「発酵促進剤 (有効微生物 10 属 80 種以上、又は同等品) は、40Kg (1Kg 入り 40 袋)」、「害獣用忌避剤 (ヒトデサポニン成分の乾燥ヒトデ 100%、又は同等品) は、20Kg (500g 入り 40 袋)」を調達予定品の仕様・規格等について、監督職員の確認を受けてから調達すること。
- ③ 上記②の乾燥飼料等の調達物品はヘリコプターにより、別紙ヘリポート等位置図に記載されているヘリポート予定地から各囲いわな付近まで空輸することとし、運搬に必要な経費は受注者の負担とする。なお、ヘリコプターで運搬する物品の予定総重量は約 2,460Kg である (資材の仕様によって多少増減する場合がある)。

イ 囲いわなの巡視、点検、管理及び給餌

- ① シカの捕獲状況及び囲いわなや乾燥飼料の状態を確認するため、別途監督職員が指示する東笠林道ルートを 1 週間に 1 ~ 3 回程度全ての囲いわなを巡視し、点検、管理 (シカが捕獲されている場合は止めさし及び埋設作業を含む) を 53 回行うこと。
 - ・事業開始期は許認可取得等のため準備期間を設ける
 - ・捕獲効率が低下する期間は、巡視等の回数を調整する
 - ・巡視等の回数頻度は監督職員との協議のうえ決定する
- ② 囲いわなの巡視等を実施する際には、委託契約書第 5 条に規定する者が 3 人を 1 組とし、関係法令や安全管理規程を遵守して実施すること。
- ③ 囲いわなの内部及び周辺部に乾燥飼料 (ヘイキューブ、又は同等品) を散布し、効果的にシカを囲いわなに誘引できるよう工夫すること。
特に、捕獲効率の低いわなは、監督職員と協議のうえ、一定期間わなを解放するなど餌付け効果の確認を行い捕獲効率の向上に努めること。
- ④ わなやわな標識プレート等に異常がないか確認すること。
- ⑤ クマによる捕食が疑われる状況を発見した場合には、直ちにその場を離れ監督職員に連絡するとともに、その他必要な措置を講ずること。
- ⑥ 本事業の完了時には、囲いわなのゲートを確実に解放することを基本とするが、積雪による支柱等の破損が予想される箇所については、監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。

ウ シカ捕獲

- ① 囲いわなによるシカ捕獲頭数は、48 頭を予定している。このため、捕獲したシカの処理については 48 頭を上限として実施すること。
- ② 捕獲したシカを止めさしを行うときは、必ず周囲の状況を確認したうえで、安全管理規程を遵守し、止めさし器、猟銃、ナイフ等を使用して安全に行うこと。
- ③ 現地に止めさしによる血を残さないよう留意することとともに、捕食が疑

われる場合に止めさしを行うときは周囲に注意すること。

④ 特に埋設した捕獲個体にクマ等による掘り起こしを防ぐため以下の対策を行うとともに、その他防止対策を工夫して行うこと。

・捕獲個体は、囲いわなより30m以上離れた場所へ埋設すること。

・埋設穴へ捕獲個体を埋設するときは、捕獲個体の分解を促進するため捕獲個体の上部及び周囲に「発酵促進剤」を埋設穴1頭当たり1kg以上を目安に散布すること。

・掘返し防止のため、埋設穴を埋め戻した土の上部及び周辺に「害獣用忌避剤（ヒトデサポニン成分）」を1～2袋程度、散布すること。

③ 捕獲したシカは、共通仕様書2.4.2(2)により記録写真を撮影する際、捕獲個体記録票（別紙様式33）とともに撮影すること。

併せて受託者は、共通仕様書2.4.2(6)により捕獲個体について別紙様式2「捕獲個体整理表」を記入し、毎月監督職員に提出すること。

また、撮影後、受託者は、捕獲個体の証拠物として、捕獲個体の「尾」を切り取り冷凍保存したものを毎月監督職員に提出すること。ただし、捕獲時に「尾」が欠落している場合は、欠落していることが証明できる写真を撮影の上、「尾」以外の部位（両耳等）で可とする。

④ 焼却施設または食肉加工業者等に処分を依頼する場合、受託者は個体を引き渡す際に、個体の受領証明書（受託者が処分を依頼した者が、個体の受領について証明した書面：別紙様式1を参考とすること）を受領し、監督職員に提出すること。

⑤ 特別天然記念物であるニホンカモシカ等を錯誤捕獲した場合には、早急に監督職員へ報告するとともに、関係行政機関に対して報告を行うこと。

⑥ クマの痕跡が確認された場合及びクマにシカ捕獲個体が捕食されたことが確認された場合は、必ず監督員へ報告すること。なお、その後については、「高知県ツキノワグマ出没対応マニュアル」または「徳島県ツキノワグマ対応指針」に基づき、監督員の指示により適切に対応することとする。

（2）囲いわな（防鹿柵）の撤収及び管理・見回り

① さおりが原囲いわなについて、当面、防鹿柵として利用して植生回復保護を行い、継続してセンサーラメラによる生息調査を実施するため、本事業の始期及び本事業の終期前に巡回等（点検、見回り含む）を合計2回行うこと。

（3）センサーラメラによるシカ生息調査等

シカ捕獲の際の効率性及び有効性等を分析する必要があるため、委託者が受託者に無償貸与するセンサーラメラ（TREL10J）11台、記録媒体（SDカード32GB）22枚を用いて、シカの生息状況を調査すること

この調査は、捕獲事業実施期間中を通して、囲いわなのゲートを含めて撮影できる地点において、センサーラメラを各囲いわなに8台、さおりが原防鹿柵に3台を設置し、委託者が貸与するSDカードに撮影画像を記録し、事業完了時に監督職員へ返却すること。なお、囲いわなに設置のセンサーラメラ8台は事業期間中の中間期に電池の交換を行い、SDカードは毎月交換し監督職員へ提出すること。さおりが原防鹿柵に設置のセンサーラメラ3台は、本事業の終期前（2回目）の見回り時に撤去を行いセンサーラメラ（SDカード）は監督職員へ返却すること。

また、4(1)ウ④については、捕獲個体の掘り起こし状況等を検証するため、捕獲個体を埋設した個所が撮影できる個所へセンサーラメラを設置し、撮影画像

を記録すること。設置後2週間を目途にセンサーを撤去し、SDカードの交換をおこない、SDカードは監督職員へ毎月提出すること。(埋設箇所15頭分)

(4) 業務日誌(日報)等の作成、提出

共通仕様書2.4.2(1)で規定する業務日誌(日報)は、別紙様式32により作成すること。また、業務日誌(日報)の内容を月ごとに業務月報(別紙様式31)に取りまとめ、両様式とも委託期間中における毎月末に監督職員へ提出すること。また、天候不良その他によるわな稼働休止・終了、クマ捕食事案発生時の対応、監督員との打合せ等の一連の事項について漏れがないように記載すること。

5 安全対策

(1) 事前に実施する対策

安全対策のため、立入制限が必要な場合、監督職員と協議のうえ、入り込み者が予想される林道等の入口手前や歩道等の目立つ箇所に立入制限表示を設置し注意喚起を行う。立入制限表示等には、制限区域、期間、目的を明示し不慮の事故等を防止すること。

(2) 捕獲作業実行中に実施する対策

① わな設置箇所

わな設置箇所に注意喚起表示等を設置すること。また、わな設置箇所に近づく場合は、クマ等がいないか安全確認を行い作業にあたること。

② 埋設地

埋設地に近づく場合は、クマ等がいないか安全確認を行い作業にあたること。また、4(1)ウ④によるほか、必要と認められる安全対策等を講じること。

③ 連絡体制図の携行

作業者は連絡体制図を携行すること。

④ 捕獲従事者に必要な事項

捕獲従事者が明確にわかるように従事者証を携行すること。

⑤ その他

その他業務内容により必要な安全対策を講じること。

6 その他

(1) 委託事業における人件費の算定等の適正化について

受託者は、別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出しなければならない。

(2) 委託費の額の確定方法について

契約書第11条に規定する委託代金の確定方法は、次のとおり行うものとする。

① 直接事業費確定額

直接事業費確定額は、直前の事業計画書に記載された単価に確定した数量を乗じて算出する。ただし、直接事業費のうち、材料費は実績額とする。

② 間接事業費確定額

間接事業費確定額は共通仮設費確定額と現場管理費確定額の合計額とする。共通仮設費確定額のうち、空輸費(ヘリコプターの飛行経費)は実績額、空輸費を除く共通仮設費確定額は直接事業費確定額に事業計画作成時の共通仮設費率を乗じた額以内とする。現場管理費確定額は、直接事業費確定額に空輸費を除いた共通仮設費確定額を加えたものに事業計画作成時の現場管理費率を乗じた額以内とする。

③ 一般管理費等確定額

一般管理費等確定額は、直接事業費確定額及び間接事業費確定額から空輸費を除いた額の合計額に事業計画作成時的一般管理費等率を乗じた額以内とする。

④ 消費税及び地方消費税相当額

消費税及び地方消費税相当額は委託代金確定額の 10/100 とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。

⑤ 委託代金確定額

委託代金確定額は、①から④の合計額と委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(別表2)

国からの貸与物品一覧

品名	品質規格	数量（単位）	備考
センサーハンマー	TREL 10J	19 基	囲いわな8台、防鹿柵 3台、埋設個所8台
SDカード	32GB	38 枚	記憶媒体
乾電池	単3型	200 個	
以下余白			

シカ等林業被害緊急対策（安野山28林班外2）（翌債）位置図
縮尺:1/50,000

徳島県森林管理署管内
(徳島県三好市東祖)

東笠林道ルート（安野山外）
大型囲いわな（8基）

西熊林道ルート（さおりが原）
防鹿柵（3基）

高知中部森林管理署管内
(高知県香美市物部町)

凡例
囲いわなによるシカ捕獲予定区域
防鹿柵
国指定天然記念物群落区域



別図

